**教育訓練給付金（一般教育訓練）**

**【支給対象者】**

　・厚生労働大臣が指定する次の教育訓練（講座）を修了した方

**‣　床上操作式クレーン運転技能講習（指定番号2222012-2510012-0）**

**‣　小型移動式クレーン運転技能講習（指定番号2222012-2510022-3）**

**‣　玉掛け技能講習（指定番号2222012-2510032-6）**

　・雇用保険の一般被保険者（在職者）又は一般被保険者であった方（離職者）

　　※支給要件期間が３年以上（初回は１年以上）ある等の条件を満たしていることが必要です。

　　※支給要件について、申請に先立って本人が、希望に応じてハローワークに照会すること

ができます。

【支給額】

　　受講者本人が一般教育訓練実施者（当協会静岡支部）に対して支払った教育訓練経費（講習

費）の**２割**に相当する額がハローワークから支給されます。

【支給申請までの流れ】

　１．講習会の申し込み（当協会静岡支部にて）

　　　・講習会への申し込みの際、「教育訓練給付金」の受給希望であることを申し出てください。

　　　・受講票送付時に、**「領収書」**と**「案内」**を同封します。

**↓**

　２．講習会の受講と修了（当協会静岡支部にて）

　　　・講習終了後（学科試験・実技試験に合格）に、**「教育訓練給付金支給申請書」**と**「教育訓**

**練修了証明書」**を交付します。

**↓**

　３．支給申請手続き（受講修了者本人の住居所を管轄するハローワーク）

　　　・以下の書類を受講者本人がハローワークに提出してください。

　　　　①**教育訓練給付金支給申請書**（支給申請書に個人番号（マイナンバー）の記載が必要で

す。）

　　　　②**教育訓練修了証明書**

　　　　③**教育訓練経費に係る領収書**

　　　　④**本人・住居所確認書類**

　　　　　（運転免許証、住民基本台帳カード、パスポート、マイナンバーカード等（本人の写

真付き））

　　　　⑤**雇用保険被保険者証**

　　　　⑥**払渡希望金融機関の通帳**

　　　　⑦教育訓練経費等確認書

　　　※上記申請は、講習終了日の翌日から起算して**１カ月以内**に行う必要があります。これを

過ぎると申請が受け付けられません。